

# 被告人の性格特性に関する情報が個人の量刑判断におよぼす影響について ～裁判員制度を視野に入れて～

A73107 北村 奈美

## 【背景】

2009年5月21日から、国民が刑事裁判に裁判員として参加し、裁判官と一緒に審理や量刑の評決を行う「裁判員制度」が始まった。この制度は、国民の司法への関心を深め、司法の信頼が高まることが期待されている。一方、さまざまな問題も想起されている。猪八重(2009)は、被告人の身体的魅力が量刑判断に及ぼす影響についての研究で、身体的魅力の高い被告人は、身体的魅力の低い被告人より軽い罰則が科せられることを明らかにした。また、それと同時に被告人の印象が肯定的な印象であると否定的な印象である場合よりも、量刑が軽く課されるということが明らかになった。この結果について猪八重(2009)は、社会的に望ましいパーソナリティを持っている人物は良い人物だと認知され、情状酌量の余地が大きいと判断され、情状酌量の余地を大きいと認知するほど量刑判断が甘くなることを指摘している。また、その逆に非魅力的な被告人は、魅力的な被告人に比べ反社会的性格をもっていると判断され、社会的に望ましくないと認知される。よって、情状酌量の余地が小さいと判断され、量刑判断が厳しくなる。このように、量刑判断には、被告人のパーソナリティや印象が影響を与えることとなり、誤判の生じる可能性を懸念している。

## 【目的】

被告人のパーソナリティが量刑判断のバイアスとなることを明らかになったことから、本研究では量刑判断に影響をあたえる被告人のパーソナリティとして、性格特性をあげ、性格を5因子(外向性、情緒不安定性、開放性、誠実性、調和性)で記述することが可能なBig Fiveに注目した。また、Big Fiveのなかでも塗師(2004)の研究で社会的に望ましいとされる外向性プラス、調和性プラス、誠実性プラスに注目することとした。そこで、Big Fiveを使用し、被告人の性格特性に関する情報が個人の量刑判断に影響をおよぼすかどうかを検討することを目的とし、調査を行った。

仮説は以下の通りである。

仮説1：被告人の性格特性に関する情報は個人の量刑判断に影響を与える。

- 1-1、外向性が高い被告人は、低い場合よりも量刑が軽くなる。
- 1-2、誠実性が高い被告人は、低い場合よりも量刑が軽くなる。
- 1-3、調和性が高い被告人は、低い場合よりも量刑が軽くなる。
- 1-4、統制条件と被告人の性格特性の情報を与えた条件とでは、与えられた情報によって量刑に差が出る。

## 【方法】

本研究は、2010年11月上旬に大学生を調査対象とし、質問紙を配り調査を実施した。質問紙の内容は、本間ら(2008)の研究で弁護士監修のもと作成された強姦致死傷罪の事例に被告人の性格特性に関する情報(Big Fiveの外向性プラス・外向性マイナス・情緒不安定性プラス・情緒不安定性マイナス・開放性プラス・開放性マイナス・誠実性プラス・誠実性マイナス・調和性プラス・調和性マイナスと統制条件11パターン)を付け加えたものを使用し、被告人への量刑の月数、量刑判断の際に参考にした情報、被験者の基本属性を回答してもらった。

## 【結果】

この調査で、男性63名、女性113名の計176部回収した(有効回答率78.6%)。

量刑について、量刑の全体平均は、53.7カ月であった。男女別で見ると、男性の平均は52.1ヶ月であり、女性の平均は54.8ヶ月であった。量刑平均は、男性よりも女性のほうが2.7カ月重くなっているが、男性と女性で量刑判断に差があるか検討するためにt検定を行った結果、有意な差は見られなかった。 $(t(1.43)=103.9)$

量刑判断の際に参考にした情報については、検察官の主張・求刑を参考情報とした被験者が116人と全体の65.9%を占め最も多かった。弁護人の主張・求刑を参考情報とした被験者は67名で全体の38.1%であり、被告人の性格特性を参考情報とした被験者は38名で全体の21.6%と少ないことが見て取れた。よって量刑判断をする際に、検察官の主張・求刑を参考にする傾向がみられ、その逆に被告人の性格特性は量刑判断をする際に参考にしない傾向がみられた。

仮説の1-1、「外向性が高い被告人は、低い場合よりも量刑が軽くなる。」を検討した結果、外向性マイナスより、外向性プラスのほうが量刑平均が9.8か月軽いことが明らかになった。そこで、t検定によって外向性プラスと外向性マイナスの差を検討したところ有意な差がみられた。 $(t(22.49)=2.24, p<.05)$  外向性プラスと外向性マイナス別の量刑平均と標準偏差を表1に示す。

表1：外向性プラスと外向性マイナス別の量刑平均と標準偏差

	人数	量刑平均	標準偏差
外向性プラス	16	48.0	15.52
外向性マイナス	17	57.8	8.21

同様に、仮説1-3、『調和性が高い被告人は、低い場合よりも量刑が軽くなる。』をt検定で検討したところ調和性が高い被告人は、低い場合よりも量刑が軽くなること検証された。 $(t(17.99) = 3.35, p < .0001)$  調和性プラスと調和性マイナス別の量刑平均と標準偏差を表2に示す。

表2：調和性プラスと調和性マイナス別の量刑平均と標準偏差

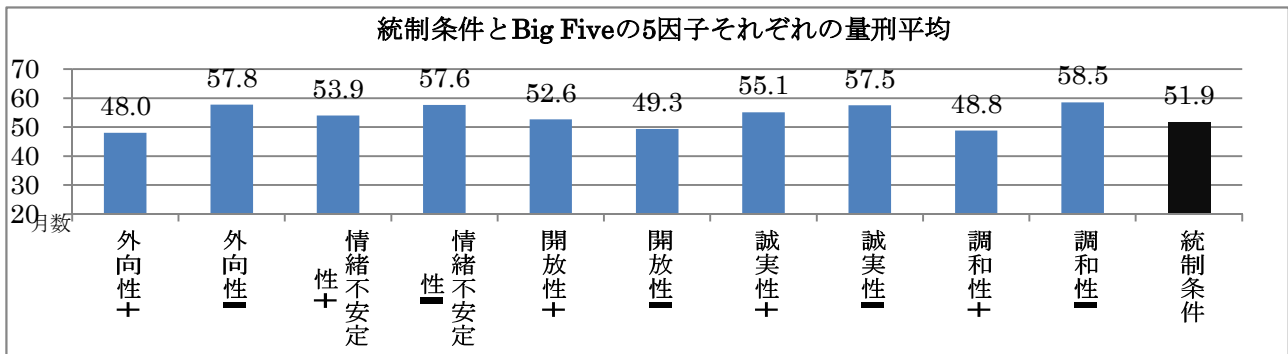
	人数	量刑平均	標準偏差
誠実性プラス	16	55.1	10.78
誠実性マイナス	16	57.5	4.83

仮説1-2、『誠実性が高い被告人は、低い場合よりも量刑が軽くなる。』の検証では、誠実性マイナスより、誠実性プラスのほうが量刑平均が2.4か月軽かったが、t検定を行ったところ有意な差は見られなかった。 $(t(20.79) = 0.80,)$  誠実性プラスと誠実性マイナス別の量刑平均と標準偏差を表3に示す。

表3：誠実性プラスと誠実性マイナス別の量刑平均と標準偏差

	人数	量刑平均	標準偏差
調和性プラス	16	47.4	12.62
調和性マイナス	15	58.5	3.89

仮説1-4、「統制条件と被告人の性格特性の情報を与えた条件とでは、量刑に差が出る。」を検証するため、量刑を従属変数、与えた条件を独立変数として分散分析を行ったところ、量刑の主効果が有意であり、11条件に差があることが確認された。 $(F(10, 165) = 2.67, p < .005)$  そこでさらに、DUNNETT法による多重比較を行ったところ、統制条件とBig Fiveの5因子それぞれの条件との量刑平均の間には差が認められなかった。



グラフ1：統制条件とBig Fiveの5因子それぞれの量刑判断

【考察】

本研究の結果、外向性の高い被告人は低い場合よりも、量刑が軽く課せられることが明らかになった。これは、外向性が高い被告人は低い被告人より、より社会的に望ましいパーソナリティをもっていると判断され、量刑が軽く課せられたと考えられる。その逆に、外向性が低い被告人は、社会的に望ましくなく、反社会的な性格を持っていると判断され、量刑が重く課せられたと考えられる。調和性も同様で、調和性が高い被告人は社会的に望ましいと判断され量刑が軽く課され、その逆に調和性が低い被告人は社会的に望ましくないと判断され量刑が重く課されると考えられる。また、本研究で量刑判断の際に参考とする情報として「被告人の性格特性」は参考にしない傾向があったにもかかわらず、外向性と調和性では量刑に差がみられた。このことについては、量刑判断に被告人の性格特性は参考にしていないと思いつつも、無意識的に被告人の性格特性を量刑判断の参考情報にしていると考えられる。誠実性については、誠実性が高い被告人と、低い被告人の量刑に差が見られなかった。この結果について、Rosenbergらによると誠実性が高い性格特性は社会的に望ましいのではなく、知的に望ましいとしていることから、猪八重(2009)の研究には、知的に望ましいとされる誠実性は当てはまらず、量刑に差が見られなかったと考えられる。

統制条件と被告人の性格特性の情報を与えた条件とでは、量刑に差はみられなかったことについては、社会的望ましき以外のパーソナリティは量刑の判断に影響を及ぼさないと考えられる。また、本間ら(2005)の研究によると、量刑の判断は被験者の専門的知識や裁判の経験、事件のとらえかたが大きく影響するとある。よって、量刑判断には被験者のパーソナリティも関係しており、被験者に偏りがあった可能性も考えられる。

【参考文献】 「被告人の身体的魅力が裁判員の判断に及ぼす影響」2009. 猪八重涼子ら. 広島大学心理学研究 第9号  
「集団意思決定における専門性とアンカー効果—裁判員制度における評決の量刑判断に関して—」

2008. 本間道子ら. 日本女子大学紀要 第19号

「性格検査項目における社会的望ましきの肯定的あるいは否定的表現による反応バイアス」

2004. 塗師斌. 横浜国立大学教育人間科学部紀要 教育科学 第6号